



平成 20 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 島 精 機 製 作 所  
代 表 者 名 代表取締役社長 島 正 博  
(コード番号 6222 東証 1 部・大証 1 部)  
(問合せ先) 取締役総務部長 藤 田 紀  
(TEL 073-471-0511)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 2 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 47 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 定款変更の目的
  - (1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の追加、変更を行うものであります。
  - (2) 株式取扱規程において株主の権利行使の手続きについて定めていることを明確にするため、現行定款第 13 条（株式取扱規程）につきまして、所要の変更を行うものであります。
  - (3) 社外監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定として条文を新設し、現行定款第 37 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。
2. 定款変更の内容  
変更の内容は別紙のとおりであります。
3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 27 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 27 日（金）

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 4. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5. 酒類、飲料類、食料品の輸出入および販売</u> (新設)</p> <p><u>6. 家具、室内装飾品、衣料品、皮革製品、装飾品、美術工芸品、一般雑貨の輸出入および販売</u></p> <p><u>7. ～ 12. (省略)</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(新設)</p> <p><u>第37条～第40条 (省略)</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 4. (現行どおり)</p> <p><u>5. 繊維原料、繊維製品および衣料サンプル、データの開発、製造、輸出入および販売</u></p> <p><u>6. 酒類、飲料類の輸出入および販売</u></p> <p><u>7. 食料品の製造、加工、輸出入、販売および技術コンサルタント</u></p> <p><u>8. 家具、室内装飾品、皮革製品、美術工芸品、一般雑貨の輸出入および販売</u></p> <p><u>9. ～ 14. (現行どおり)</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料<u>ならびに株主の権利行使の手続きは</u>、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p><u>第38条～第41条 (現行どおり)</u></p>

以 上